する額

Ｃ　前年度における令和４年改正前の省令附則第14条の２第１号の額

三　令和四年改正前の省令附則第十四条の二第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和四年改正前の省令附則第十四条の二第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

（地方特例交付金の基準額の算定方法）

第十四条の八　地方特例交付金の基準額は、当該年度の当該都道府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条に規定する地方特例交付金（以下「地方特例交付金」という。）の額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（市町村民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十四条の九　法附則第七条の二第二項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（142,100円×α）×A＋B－C－D－E｝×0.986－F＋G

142,100円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（142,100円×α）×A及び｛（142,100円×α）×A＋B－C－D－E｝×0.986に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

２　法附則第七条の二第二項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

［｛（142,100円×α）×A｝×β＋B×β－C－D×β－E×β］×0.986－F×β＋G

142,100円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（142,100円×α）×A、｛（142,100円×α）×A｝×β、B×β、D×β、E×β及び［｛（142,100円×α）×A｝×β＋B×β－C－D×β－E×β］×0.986に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

Ｃ　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

｛（c＋d）×β＋e＋f｝×1.040

算式の符号

［略］

f　第31条第３項第１号の算式の符号Ｃの算式の符号fに同じ。

β　指定都市にあつては6/8、その他の市町村にあつては1.000

する額

Ｃ　前年度における令和３年改正前の省令附則第14条の２第１号の額

三　令和三年改正前の省令附則第十四条の二第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和三年改正前の省令附則第十四条の二第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

（地方特例交付金の基準額の算定方法）

第十四条の八　地方特例交付金の基準額は、当該年度の当該都道府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条第一項に規定する地方特例交付金（以下「地方特例交付金」という。）の額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（市町村民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十四条の九　法附則第七条の二第二項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（136,500円×α）×A＋B－C－D－E｝×0.982－F＋G

136,500円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（136,500円×α）×A及び｛（136,500円×α）×A＋B－C－D－E｝×0.982に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

２　法附則第七条の二第二項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

［｛（136,500円×α）×A｝×β＋B×β－C－D×β－E×β］×0.982－F×β＋G

136,500円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（136,500円×α）×A、｛（136,500円×α）×A｝×β、B×β、D×β、E×β及び［｛（136,500円×α）×A｝×β＋B×β－C－D×β－E×β］×0.982に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

Ｃ　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

｛（c＋d）×β＋e＋f｝×0.985

算式の符号

［同左］

f　第31条第３項第１号の算式の符号Ｃの算式の符号fに同じ。